

議案第5号

とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例の一部改正について

次のおりとおりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67

号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成25年6月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例の一部を改正する条例

とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例（平成24年鳥取県条例第91号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
(適用除外)					(適用除外)

第27条 略

2 八頭郡智頭町、西伯郡大山町及び伯耆町並びに日野郡の区域において行う地下水の採取については、第2章から第5章までの規定は、適用しない。

第27条 略

2 八頭郡智頭町、西伯郡大山町及び日野郡の町の区域において行う地下水の採取については、第2章から第5章までの規定は、適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(情報の提供)

2 知事は、伯耆町長から求められたときは、平成25年7月1日に西伯郡伯耆町の区域において井戸により地下水を採取している者に関する情報を提供するものとする。

(罰則に関する経過措置)

3 この条例の施行前に西伯郡伯耆町の区域においてした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。